

政策支援融資 脱炭素経営促進資金要綱

1 目的

この融資制度は、京都市が取り組む政策のもと、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進等、温室効果ガスの排出量削減及びカーボンニュートラルの達成に取り組む中小企業者等に対して、その取組に必要な資金を長期・低利で融通することにより、中小企業者等の脱炭素経営への転換を推進するとともに、脱炭素化が世界の潮流となる現下における中小企業者等の地位向上を図ることを目的とする。

2 融資対象資金

省エネ等の脱炭素化に係る取組に必要な設備資金

3 融資対象

原則として、京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者（個人及び会社等をいう。）及び組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。以下同じ）で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、脱炭素化に係る取組を実施することについて京都市長の確認を受けているもの

4 融資条件

（1）融資限度額

ア 有担保の場合 2億円以内

イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

（2）融資利率 年1.4%以内（固定金利）

（3）融資期間 15年以内

（4）返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により2年以内の据置期間を認める。

（5）保証人・担保 保証協会の保証付

ア 担保 必要に応じて徴求することとする。

イ 保証人 必要に応じて徴求することとする。

ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。

（6）信用保証料 別表に掲げる保証料率とする。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店に限る。

ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）

イ 試算表等

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

カ 事業計画書（別紙様式）及び事業計画確認通知書

キ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 その他

(1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。

(2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本制度の取扱いは、令和8年3月31日までに保証協会が保証申込を受け付けたものまでとする。

(4) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(5) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（信用保証料について（４（６）関係））

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証 料率(%)	無担保	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	0.90	0.70	0.50	0.35
	有担保	1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.80	0.60	0.40	0.25